

「デジタル時代における放送の将来像と制度の在り方に関する取りまとめ(第4次)」(案)
 に対する意見

該当箇所	意見
第5章 今後の方向性 1. 地域における放送事業者の経営基盤と地域情報の確保 (1) マスメディア集中排除原則	<ul style="list-style-type: none"> • “地域内外への情報発信の担い手の役割をローカル局が引き続き果たし続けるためには、必要に応じて経営基盤の強化に繋がるような対応が取れるよう、なるべく多くの選択肢を事前に準備しておくことも重要”との認識のもと、マスメディア集中排除原則の例外としてラジオの4局特例を参考に、同一放送対象地域内の複数テレビ局の兼営・支配を認めるとの提言は、将来の選択肢のひとつとして理解できるものです。 • “その場合においても、多元性・多様性・地域性の確保に留意する必要がある”と併記されていますが、これは多くの民放事業者の意見と共通しており、きわめて重要かつ的確な認識です。 • 本件が制度的に可能となったとしても、地域の実情をよく理解し地域社会に貢献してきた地元テレビ局同士が合意のうえで、これを選択することが大原則です。意に反した再編・統合を強要されることがあってはなりません。
第5章 1. (2) 基幹放送普及計画	<ul style="list-style-type: none"> • 全国の各地域で4系統の民放テレビ放送があまねく受信できるとの指針に対し、“制定当初からの環境変化を踏まえ、現状に即した修正を行うことが適当”とする提言は、放送政策の大きな転換だと受け止めています。 • 現時点では、▽同一放送対象地域内の複数テレビ局の兼営・支配の容認と指針の修正がなせリンクするのか、▽具体的にどのように修正するのか——などが明確でないため、具体像が判明した段階で、あらためて意見を述べることにします。
第5章 2. テレビ番組のインターネット配信の在り方	<ul style="list-style-type: none"> • テレビ番組のインターネット配信と、ローカル局の自社制作番組の拡大に資する取組への期待が簡潔に記載されています。こうした指摘は重要ですが、民放テレビ社の事業環境は一律ではなく、それぞれの経営判断のもとでインターネット配信をめぐる諸課題と向き合っています。
第5章 3. ラジオ番組のインターネット配信の在り方	<ul style="list-style-type: none"> • 民放ラジオの経営環境の厳しさについては、本取りまとめ案においても収支状況やラジオ受信機の保有減少を含めて強く認識されていますが、現状はますます厳しさを増しており、喫緊の課題である経営基盤強化に資するよう、放送制度も迅速かつ柔軟に見直していくことが必要です。 • 具体的には、民放ラジオ各社の予見可能性を高め、また経営の選択肢を拡大するため、①FM転換およびAM局廃止に必要な制度整備をできる限り加速するとともに、②AM、FMを問わず、radikoを放送の補完・代替手段として認め、ラジオ中継局を廃止する際の代替手段として追加するよう、あらためて強く要望します。